

令和元年司法試験における厳正な合格判定を求める会長声明

- 1 令和元年の司法試験出願者数は4,930名（前年度比881名減）、司法試験受験者数は4,466名（同772名減）に落ち込んだ。法科大学院についてみれば、平成31年度志願者数（延べ人数）は9,117名、同年度入学者数は1,862名となり、前年度（志願者数8,058名、入学者数1,621名）や前々年度（志願者数8,160名、入学者数1,704名）に比べると下げ止まったが、ピーク時には遠く及ばない。

ピーク時には、法科大学院志願者数が72,800名（平成16年度。延べ人数）、法科大学院入学者数が5,784名（平成18年度）、司法試験出願者数が11,892名（平成23年）、司法試験受験者数が8,765名（平成23年）であったことを考えると、法曹志願者の減少は激減というべき状況にある。

法曹志願者激減の原因については、法科大学院修了までに多額の学費や時間的コストを要する反面、司法試験合格者の多くが進路として選択する弁護士について、現実の法的需要を無視した弁護士数の過剰増員による職業的魅力の低下等が生じていることが背景に存在するものと考えられる。弁護士となるための資格を取得してもこれを職業とした将来設計を立てがたい現在の制度では、有為な人材が、法曹、ことに弁護士という職業を敬遠することは必然的な現象である。

- 2 司法は国民の権利義務と社会正義に深く関わるものであり、司法を担う法曹の質の維持・向上は国民にとって重大な課題・要請である。現状のように法曹志願者の母数が激減すれば、その中の有為な人材の絶対数が減少することは道理であり、法曹の質の確保にも懸念が生じる。

法曹養成制度改革推進会議も、平成27年6月、当面、司法試験合格者数を年間1500人程度以上とすべきであるとする検討結果を取りまとめたが、その際、「輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある」との留保を付した。この留保の意義については、国会の衆議院法務委員会において、政府参考人である大場亮太郎内閣官房法曹養成制度改革推進室長が、「これは、やはり国民の権利保護の見地から法曹の質の維持を優先することとするというふうな趣旨を込めたものでありますので、この下の三行（注—前記留保部分）に沿って運用がなされることを期待したい」と答弁している（平成27

年5月22日第189回国会衆議院法務委員会会議録)。政府においても、司法試験の合格判定においては、1500人以上といった合格者数の確保よりも法曹の質の維持こそを優先すべきであり、それは市民の権利保護の見地に基づく要請であって、前記留保部分はこの点に立脚した重要な運用指針であるとの見解を表明しているのである。

とすれば、法曹志願者が激減する現状下で、単に1500人という合格者数を確保するために合格ラインを下げるのであれば、司法試験に本来要請される選抜機能は大きく損なわれ、合格者の質を制度的に担保できない事態も想定され、「輩出される法曹の質の確保を考慮す」べきであるとの前記留保部分の方針に違背することとなる。

現に、平成29年と平成30年の司法試験については、受験者数、合格率、全受験者の総合点の中央値及び合格最低点等のデータの過去3年間との比較結果や、法曹志願者の激減状況等から見て、合格判定において、上記取りまとめとしての「1500人程度以上」に拘泥し、合格ラインが意図的に引き下げられた可能性が高く、政府が、法曹の質の確保という市民に対する国の重大な責務を軽視した疑義が顕在化している(当会の平成29年10月20日付「平成29年司法試験合格発表についての会長声明」、平成30年10月13日付「平成30年司法試験合格発表についての会長声明」)。

司法試験の合格判定は、目標とされた数ありきでなされてはならず、従前にも増して、司法を担う法曹の質の維持・向上という本質的要請をふまえ、厳正に行われなければならない。

- 3 以上から、当会は、令和元年司法試験の合格判定にあたって、1500人程度以上とされる合格者数の確保に拘泥せず、司法を担う法曹の質の維持・向上の要請をふまえた厳正な合格判定が行われることを強く求める。

令和元年7月10日

長野県弁護士会

会長 相馬 弘 昭

